

香川県GAP推進方針

平成30年5月

香川県農政水産部農業経営課

1 これまでの経過と課題

本県では、平成28年3月に策定した「香川県農業・農村基本計画」において、食の安全と消費者の信頼・安心の確保の観点から、GAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）の推進を図り、県産農産物の生産から出荷に至る過程における安全性とトレーサビリティの確保を推進することとしています。

また、平成16年3月に策定（平成27年3月最終改正）された「香川県食の安全・安心基本指針」では、主要産地におけるGAP導入に向けて、各産地において啓発活動を実施するとともに、GAPに取り組む産地に対して支援を行うよう定めています。

このため、本県では、平成24年度に生産者にとって身近な農薬管理、ほ場管理、作業棟管理などのチェック項目に絞った「より良い農業生産の実践」を作成し、より安全な農産物の生産、環境負荷の低減、農業者の労働安全等を実現する持続可能な農業の推進に向け、農業現場におけるGAPの導入・普及を図ってきました。

その結果、「より良い農業生産の実践」に取り組む産地数は確実に増加したものの、必ずしも自己評価や改善にまで至っていない事例があることなどから、GAPの意義や内容について、改めて生産者の理解を深めることが重要であると考えています。また、法令等の遵守をはじめ、食品安全、環境保全、労働安全、経営改善を網羅した高度な取組みを推進するため、国のガイドラインに則した一定水準以上の取組みを目指す必要があります。

一方、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、「持続可能で環境に優しい食材を使用する取組みを実行すること」の方針が示され、将来に向けて持続的に農業を営むうえでGAPの取組みの重要性が増していくものと考えられ、本県においても、取引先等からGAPの認証取得を求められるケースが増えるなど、今後は、販路開拓などによる農業者の経営発展に向けて、より積極的な対応が求められています。

2 推進方針の目的

県産農産物の生産活動の各工程で適切な管理や作業が実施され、記録・点検・評価による継続的な改善活動によってリスク管理を図り、農産物の安全性・品質の向上、環境保全、労働安全の確保、さらには経営の改善が図られるよう、GAPの取組みを推進するための方策を定めたものです。

3. 重点推進期間

本方針に基づく重点推進期間は、平成30年度から3年間とします。

なお、農業を取り巻く情勢や国の法令・方針の改正、目標の達成状況、生産現場の実情等を考慮しながら、必要に応じて見直すこととします。

4 基本方針

- (1) 県内の農業者がGAPに対する理解を深め、PDCAサイクルの実践を行うことにより、経営改善が図られることを目指します。
- (2) GAP認証の取得を目指し、経営改善に取り組もうとする農業者や農業者組織に対しては、積極的な支援を行います。
- (3) 次代を担う農業者の経営感覚の醸成や自ら課題解決する能力養成を図るため、教育機関でのGAPへの取組みを促進します。

5 具体的な推進方策

農業団体や市町、教育委員会と連携しながら、以下の取組みを行います。

(1) 生産者および生産組織等への普及啓発

生産者および生産組織等に対し、GAPチェックシート等の啓発資料の配布や講習会の開催等を通じて、GAPの意義や内容についての理解を深め、GAPの導入とその高度化を促進します。

(2) 指導者の育成

国際水準GAPの実践等による経営改善の取組みを支援するため、普及指導員のGAP指導員資格の取得を進め、指導力強化を図ります。また、コンサルタントによる指導現場に積極的に立ち会うなどの現場経験を経て、より実践的なノウハウの習得に努めます。

(3) 認証取得に対する支援

国際水準GAPであるグローバルGAPやアジアGAP、それらに準じるJGAPに関する情報収集に努めます。また、GAPを通じた経営改善の意識が高い農業経営者^{*}を重点指導対象者とし、ニーズの掘り起こし等により取得の拡大を図るとともに、GAP認証取得に向けて、指導や助言、情報提供を行います。なお、JAの生産部会についても、JA香川県と連携し、情報提供や助言を行うなど団体での導入を進めていきます。

※ 認定農業者、認定新規就農者または法人化が見込まれる集落営農組織。特に、PDCAサイクルを回すことに比較的違和感が少ない農業法人、若手の農業者や他産業からの新規参加者とする。

(4) 教育機関での取組促進

農業高校や農業大学校でのGAPのカリキュラム化に取り組み、授業の中でGAPに対する理解を深めつつ、生徒や学生が主体となった取組みを促進します。また、農政水産部が実施する研修情報について、農業高校の教員等が研修に参加できるよう教育委員会を通じて高校と情報共有を図るとともに、教育委員会や高校の要請に応じて、農業改良普及センターが助言や指導を行うなど連携しながら取組みを促進します。

6 目 標

(1) G A P に取り組んでいる産地数 (経営体数)

H29 年度 31 産地 (経営体) → H32 年度 70 産地 (経営体)

(2) G A P 認証取得経営体数 (産地数)

H29 年度 3 経営体 (産地) → H32 年度 15 経営体 (産地)

(3) G A P 認証取得に必要な研修等の指導を新たに受ける経営体数 (産地数)

毎年度 30 経営体 (産地)

図 農業者に対する推進体制

